

令和3年4月1日

光地区消防組合消防本部
消防長 赤 星 公 一

光地区消防組合NET119緊急通報システム運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、NET119緊急通報システム（以下「NET119」という。）の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、NET119とは、聴覚、音声機能、言語機能、そしゃく機能の障がい等の理由により、音声通報が困難である者（以下「聴覚障がい者等」という。）が、自ら保有するフィーチャーフォン、スマートフォン及びタブレット端末（以下「携帯通信端末」という。）のインターネット機能、電子メール機能及びGPS測位機能を利用して、消防機関に火災等の災害通報を行うシステムをいう。

(対象者)

第3条 NET119を利用することができる対象者は、光市、田布施町及び周南市（平成15年4月20日における熊毛町の区域に限る。）内に在住、在勤又は在学し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳を有する聴覚障がい者等とする。

(登録の申請)

第4条 利用するための登録は、ウェブブラウザ上での申請又は紙面での申請を行うものとし、紙面での申請は、光地区消防組合NET119緊急通報システム利用登録申請書兼承諾書（様式第1号）により光地区消防組合消防本部（以下「消防本部」という。）に提出しなければならない。

(登録審査及び通知)

第5条 消防長は、申請者から前条に規定する申請があったときは、速やかに次の各号について必要な措置を講じるものとする。

- (1) 内容を審査し、適当と認めるときは当該申請者情報を登録するものとする。
- (2) 登録が完了した旨を申請者の電子メールアドレスに送信し、通知するものとする。

(変更等の届出)

第6条 前条の規定による登録を受けた者は、次の各号に該当するときは、光地区消防組合NET119緊急通報システム利用登録変更・廃止届出書（様式第2号）に必要事項を記載し、消防本部に提出しなければならない。

- (1) ウェブブラウザ上に入力した申請内容又は様式第1号に記載した内容に変更が生じたとき。
- (2) 利用する携帯通信端末を変更したとき。
- (3) 登録を廃止するとき。
(登録の取消し)

第7条 消防長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の登録を取り消すことができる。

- (1) 前条第3号の規定による届け出があったとき。
- (2) 虚偽、その他不正な手段により、登録者となったとき。
- (3) 転居、死亡、その他の事由により、第3条の対象者でなくなったとき。
- (4) NET119の運用上、重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) その他、消防長が登録を取り消す必要があると認めたとき。
(利用料)

第8条 NET119の利用料は無料とする。ただし、NET119の登録及び緊急通報に伴う通信費用その他インターネット端末の利用に係る費用は、登録者の負担とする。

(個人情報取扱い)

第9条 申請及び登録における個人情報については、光地区消防組合個人情報保護条例(平成25年光地区消防組合条例第2号)等を遵守し、利用者に関する情報の適正な管理及び保護に努め、目的外の利用は行わないものとする。

(利用者登録台帳)

第10条 消防長は、登録等を行った利用者の情報について、NET119利用者登録台帳(様式第3号)に記入し、適正に管理する。

(受信体制)

第11条 消防長は、119番通報を受信する室内にNET119の受信設備を設置し、利用者からの災害の通報を受信するとともに、適切な消防隊や救急隊等、通報内容に応じた隊を迅速に出動させるものとする。

(関係機関との連携)

第12条 消防長は、NET119の適正な運用及び普及啓発に関し、光市、田布施町及び周南市と連携するとともに、NET119の運営に必要な調整を行うものとする。

(免責事項)

第13条 消防長は、NET119の運用等の際し、登録者が損害等を受ける場合において、利用登録の業務以外の業務に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。